

# 土木設計業務等変更ガイドライン【事例集】

国土交通省 九州地方整備局  
企画部 技術管理課  
令和4年3月



国土交通省

九州地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 1. はじめに

平成27年1月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第二十二条に基づく発注関係事務の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）が定められ、必要があると認められる場合には、契約金額の変更や、履行期間の変更を行うこととされています。これを受け、平成27年3月30日には土木設計業務等に関する発注関係事務の適切な運用を図るため「土木設計業務等変更ガイドライン（国土交通省技術調査課）」が策定されました。

土木設計業務の変更にあたっては、受発注者の十分な共通理解がなされていないため、変更契約の協議に苦慮している事例が見受けられます。このため、「土木設計業務等変更ガイドライン（国土交通省技術調査課）」の理解を深めることを目的に、

（一社）建設コンサルタンツ協会九州支部にもご協力いただき、「土木設計業務等変更ガイドライン【事例集】」を作成しました。本事例集は、九州地方整備局管内における実際の設計変更事例を集めて作成しています。

土木設計業務等は自然条件の制約や多様な関係者との調整の中で実施することもあり、必ずしも事例集と同様に契約変更できるということを保証するものではありません。また、ここに掲載されている事例の全てが受発注者の共通認識に基づくものではないことをご理解願います。

この「土木設計業務等変更ガイドライン【事例集】」を皆さまが実施される業務の参考としていただくとともに、引き続き事例収集を図り、より一層「設計変更手続きの円滑化」の推進に寄与できれば幸いです。

令和4年3月 国土交通省 九州地方整備局 企画部 技術管理課長



国土交通省

九州地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 土木設計業務等変更ガイドライン【事例集（九州事例）】

## 土木設計業務等変更ガイドライン 事例集一覧 <設計変更となった事例>

事例番号	種別	細 別	概 要	ページ
1	計画	道路網・路線計画、道路交通調査（数量変更、工期変更）	WEB意向調査での工夫の提案による検討内容の変更及び履行期間の延長	P 1
2	計画	道路交通調査・道路整備効果（数量変更、工期変更）	災害に伴う検討内容の変更及び履行期間の延長	P 2
3	計画	事故対策業務における渋滞緩和効果の分析（数量変更）	追加提案による検討内容の変更	P 3
4	計画	ダム維持管理検討業務（数量変更、工期変更）	現地状況把握による検討内容の追加及び履行期間の延長	P 4
5	設計	道路詳細設計（数量変更、工期変更）	基礎対策提案による追加変更及び履行期間の延長	P 5
6	設計	橋梁詳細設計（数量変更、工期変更）	設計条件変更に伴う検討内容の変更及び履行期間の延長	P 6
7	設計	橋梁詳細設計（設計変更、工期変更）	橋梁詳細設計での橋梁予備検討の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 7
8	設計	橋梁詳細設計（数量変更、工期変更）	土質試験の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 8
9	設計	橋梁補修詳細設計（数量変更、工期変更）	現地調査の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 9
10	設計	試掘作業、推進工法設計（数量変更、工期変更）	試掘調査の提案による追加変更及び履行期間の延長	P 10
11	設計	電気通信設備設計（数量変更）	現状不一致に伴う調査の追加	P 11
12	設計	災害復旧設計（工期変更）	緊急災害復旧設計での履行期間の延長	P 12
13	設計	災害復旧設計（数量変更、工期変更）	緊急災害復旧設計での現地条件に整合する検討内容の変更及び履行期間の延長	P 13
14	設計	排水機場設計（設計変更、工期変更）	最新基準等に準拠させるための追加変更及び履行期間の延長	P 14
15	設計	河道計画検討（数量変更、工期変更）	受注者提案による検討内容の追加変更及び履行期間の延長	P 15
16	設計	水理模型実験（数量変更、工期変更）	模型実験の追加検討による追加変更及び履行期間の延長	P 16
17	設計	洪水予測モデル・システム構築（数量変更、工期変更）	仕様書の変更に伴う追加変更及び履行期間の延長	P 17
18	設計	河道計画検討及び築堤岸詳細設計（数量変更、工期変更）	現状不一致に伴う追加変更及び履行期間の延長	P 18
19	設計	生物調査（数量変更、工期変更）	学識者意見を踏まえた追加変更及び履行期間の延長	P 19



国土交通省

九州地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 道路網・路線計画、道路交通調査(数量変更、工期変更)

## 設計変更となった事例 1

### 【業務概要】

工期: R2.4.14~R3.3.12(変更: R3.3.31)

道路橋周辺の空間利活用検討 1式

景観検討 1式 関係機関協議資料作成 1式

### 【変更協議の要点(ポイント)】

令和2年6月24日に開催された第2回検討会の結果を基に、整備形態に関する道路利用者への意向調査実施について、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りつつ一定の票数を確保する必要があったため、現地での体感調査に加えWebアンケート調査を併用する方法を受注者から提案した。

### 【経緯と変更結果】

Web調査は現地での体感調査と異なり、回答者が現場の状況をイメージしにくいいため、現地 of 状況をイメージできるよう現況と対策後のパース図を作成し、回答者の回答精度を確保することとした。

また、体感調査はコロナ禍により人流が大幅に減少している中での意向調査となるため、当初の3日間調査を1週間に延長し、必要なサンプル数を確保することとした。

これらの追加調査により、履行期間を約0.5カ月延長し、調査費の増額変更を行った。

### 【コメント】

自然災害や疫病等の想定外の事態であり、また調査に緊急を要する必要があったため、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

# 道路交通調査・道路整備効果(数量変更、工期変更)

## 設計変更となった事例 2

### 【業務概要】

工期：R2.6.12～R3.2.26(変更：R3.3.26)

交通量常時観測データ集計・解析 1式  
高規格幹線道路における整備効果把握・分析 1式

### 【変更協議の要点(ポイント)】

令和2年7月豪雨により、九州管内の高速道路や直轄国道などの主要幹線道路及び鉄道が通行止めとなり、道路交通への影響や道路が果たした役割(高速道路や鉄道の代替路としての効果)を分析する必要があると判断したことから、追加検討が必要となった。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請が行われ、幹線道路の交通量のモニタリングを行う必要があると判断したことから、追加検討とそれに伴う履行期間の変更が必要となった。

### 【経緯と変更結果】

令和2年7月豪雨については、トラカンデータやETC2.0データを用いて道路交通への影響を分析・把握するとともに、高速道路や鉄道貨物のリダンダンシーの効果把握し、災害に強い道路ネットワークの必要性を整理した。また、トラカンデータを用いてコロナ禍における幹線道路の交通量をモニタリングし、定期的に交通動向を公表した。これらの追加調査により、履行期間を約1ヶ月延長し、調査費の増額変更を行った。

### 【コメント】

自然災害や疫病等の想定外の事態であり、調査に緊急を要する必要があったため、契約書(条件変更等)第18条第1項第四号に基づき変更できる。

# 事故対策業務における渋滞緩和効果の分析(数量変更)

## 設計変更となった事例 3

### 【業務概要】

工期：R2.6.9～R3.3.25

本業務は、最新の死傷事故データ・ビッグデータ・現地調査資料等を用いて、過年度実施の事故対策箇所の整備効果の検証、事故対策の検討、生活道路における安全対策検討、道路交通環境安全推進連絡会議運営資料作成、及び事故図作成等を行うものである。

### 【変更協議の要点(ポイント)】

事故対策として交差点改良を行ったが、対策効果の分析において、交差点付近での急な車線変更回数の減少や急減速発生回数の変化だけでなく、走行速度の向上効果等についても分析が必要となった。走行速度の向上効果等は、渋滞業務では一般的な分析内容であるが、事故業務ではあまり実施しないこともあり、追加検討が必要となった。

### 【経緯と変更結果】

特記仕様書上では、交差点改良の効果分析方法として、対策前後の交差点付近の交通挙動をビデオカメラで撮影し、交差点付近の急な車線変更の変化や、ETC2.0データを用いた急減速発生回数の変化を分析することとなっていた。受発注者協議で、交通円滑化効果も表現することが提案され、増額変更を行った。

### 【コメント】

現地の地形条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

# ダム維持管理検討業務(数量変更、工期変更)

## 設計変更となった事例 4

### 【業務概要】

工期:H31.3.5~R1.6.28(変更: R2.2.7)

当該ダムで発生する流木等の処理方策について、現行の焼却処分から、地域資源としての有効利用への転換に向けた検討を行い、行動計画を作成した。

### 【変更協議の要点(ポイント)】

当初設計では、事例収集等の既存資料調査に基づくダムの維持管理計画の立案であった。既存資料調査のみでは、当該ダムの特性に応じた検討ができないことが明らかとなったため、現地調査及び具体的な行動計画の立案を行うこととした。

### 【経緯と変更結果】

- ・受発注者協議により現地調査の増工、具体的な行動計画の追加検討の必要性を確認
- ・現地調査の増工、具体的な行動検討の追加を行うために、履行期間を約7ヶ月延長し、増額変更を行った。

### 【コメント】

現地の地形条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

### 【業務概要】

工期：R1.6.28～R2.2.28(変更：R2.11.30)

道路詳細設計 1式

軟弱地盤対策工検討設計(盛土部対策工検討、函渠工基礎部対策検討、詳細設計) 1式

### 【変更協議の要点(ポイント)】

・道路詳細設計が主の業務であったが、地盤が軟弱地盤であり地盤対策が必要となった。工事発注時期が道路詳細設計完了後に迫っていたが、軟弱地盤対策は盛土構造に応じた基礎対策が必要であるため、本業務で軟弱地盤対策の追加検討を行うこととした。

※道路設計完了後に軟弱地盤対策を発注したのでは工事着手までに間に合わない状況であった。

### 【経緯と変更結果】

軟弱地盤対策検討設計として、履行期間を8ヶ月延長し、増額変更を行った。

### 【コメント】

現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

### 【業務概要】

橋梁詳細設計＋橋梁予備検討 L=149m

工期：R2.7.15～R3.2.26(変更：R3.7.30)

### 【変更協議の要点(ポイント)】

完成側の設計であることを理由に、予備検討無しの詳細設計(5%増し)で発注していたが、暫定側は日本道路公団による設計であること、設計年次も古いこと等を踏まえて橋梁予備検討が増工となった。

### 【経緯と変更結果】

- ・土木工事設計要領では50m以上の橋梁は予備設計を行い「橋梁比較設計検討会」に諮ることとされていたため受発注者で協議。
- ・本局に確認の結果、検討会に諮ることとなったため、橋梁予備設計の検討が必要となり、増額変更を行った。
- ・あわせて履行期間を5ヶ月延長した。

### 【コメント】

業務を進めるにあたって、橋梁比較設計検討会に諮ることになり、要望により設計が変更になった場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

## 【業務概要】

工期: R3.4.24～R4.2.28 (変更: R4.3.31)

詳細設計: 鋼3径間連続箱桁×1連 張出式橋脚×2基  
箱式橋台×1基, 橋台基礎(場所打ち杭)

## 【変更協議の要点(ポイント)】

当初設計は平成28年度に実施された橋梁予備設計業務の成果に基づいて発注した橋梁詳細設計業務である。予備設計完了後の平成29年11月に道路橋示方書が改訂され、その改訂内容により橋長が31m長くなった事にあわせて径間数の変更、設計対象となる下部構造の形式および基数の数量変更が必要となった。

## 【経緯と変更結果】

- ・適用道示(平成24年→平成29道示)の改訂内容とその対応を受注者から発注者へ説明
- ・発注者が変更理由を確認し、設計内容が以下の通り変更となった。これに伴い、履行期間を1ヶ月延長し、増額変更を行った。

鋼3径間連続箱桁 → 鋼4径間連続箱桁(変更あり)

張出式橋脚2基 → 3基(追加)

橋台基礎1基 → 1基(変更なし)

橋脚基礎0基 → 1基(追加)

## 【コメント】

設計に適用する基準等の改訂等が発生した場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。所定の手続きを経て最終決定となる。

## 【業務概要】

工期：R2.9.9～R3.2.26(変更：R3.6.10)

- ・橋梁詳細設計(PC単純プレテンホロー桁橋、照査計算含む)、温度応力解析
- ・CIMモデル作成、施工計画検討(関係機関協議資料作成他)

## 【変更協議の要点(ポイント)】

橋梁詳細設計に際して土質試験の追加が必要となり、別業務にて対応したが、結果が出るまでの間、一時中止を行った。併せて、河川改修計画(県業務)も並行しており、河川条件や護岸構造、施工計画等について調整を図る必要があったことなどから、工期延長が必要となった。

当初設計にはH29道示改訂に伴う照査計算やCIMモデル作成が含まれていなかったため、増工となった。

## 【経緯と変更結果】

- ・各種工種増に伴い増額変更を行った。
- ・あわせて履行期間を約4ヶ月延長した。

## 【コメント】

現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

## 橋梁補修詳細設計(数量変更、工期変更) 設計変更となった事例 9

### 【業務概要】

工期：H30.8.8～H31.2.28(変更：H31.3.20)

- ・橋梁補修設計(現地調査含む)7橋

### 【変更協議の要点(ポイント)】

損傷原因推定／補修方針検討に必要な現地調査(中性化／塩化物等の各種Co試験、塗膜成分試験等)を受注者が追加提案し、発注者が了承。対象橋梁のうち2橋(側道)は上部工架替えによる対応が必要なため、補修設計から架替え設計に変更となった。

### 【経緯と変更結果】

- ・上記変更に伴い増額変更を行った。
- ・あわせて履行期間を約1ヶ月延長した。

### 【コメント】

現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

### 【業務概要】

工期: R2.7.23～R3.2.26(変更: R3.8.31)

- ・試掘調査 8カ所(既存埋設物の確認)
- ・推進工法設計 2箇所(既設横断管の下越し)

### 【変更協議の要点(ポイント)】

既存管路が多く埋設されている路線であり、工事の際の手戻りを防止するために既存管路の正確な位置を設計段階で把握しておく必要があった。特に特殊部は工事の際に容易に位置を変更出来ないため、既設管路が近接するような箇所は試掘調査を発注者が指示した。

横断水路(BOXカルバート部)は、上越しする土被りが無いため推進工法設計が必要となった。

### 【経緯と変更結果】

試掘調査及び推進工法設計の作業期間として、履行期間を6ヶ月延長した。あわせて増額変更を行った。

### 【コメント】

現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

## 【業務概要】

電気通信設備設計(電源設備改修他)

工期:H30.8.9~H31.3.27

## 【変更協議の要点(ポイント)】

当初設計で見込んでいた現地踏査では現状設備の把握が困難だったため、現地調査を追加した。

## 【経緯と変更結果】

- ・電源設備及び電源ケーブルの改修設計の実施にあたり、既設設備図面を基に現地踏査を行ったが、図面と現地状況に相違があり、またケーブルが輻輳しており、現地踏査レベルでは現状設備(配管経路、不要ケーブル)の把握が困難だった。
- ・配管経路、不要ケーブルを把握するための現地調査を発注者が指示した。
- ・現地調査(配管経路、不要ケーブル)の追加により増額変更を行った。

## 【コメント】

現地の地形条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

## 【業務概要】

災害復旧設計一式

工期：R2.8.18～R2.12.31(変更：R3.2.28)

## 【変更協議の要点(ポイント)】

本業務は、令和2年7月豪雨による斜面崩壊で被災した水道施設の復旧設計を行ったものである。当初工程では、田植えまでに被災施設の復旧工事を完了させるために、測量、地質調査、詳細設計を履行期限の12月末までに終わらせる事になっていた。しかし、実質3ヶ月で詳細設計までを完了させる事は不可能と発注者が判断し、履行期間の延長が必要となった。

## 【経緯と変更結果】

受発注者協議で受注者から必要履行期間が提示された上で、概略設計をもって工事発注手続きを行い、工事手続きや準備工と並行して地質調査・設計の修正を実施する事で設計期間を確保し、工事着手時点までに施工内容を確定させる事になった。これに伴い、履行期間を2ヶ月延長した。

## 【コメント】

受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書第22条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項に基づき、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。発注者は第22条第2項に基づき変更できる。

## 【業務概要】

大型ブロック積詳細設計n=29箇所

工期：R2.9.15～R3.3.31(変更：R3.7.30)

## 【変更協議の要点(ポイント)】

当初設計では大型ブロック積詳細設計だけで発注していたが、災害復旧工事中に追加対策が必要となり、基礎工や排水処理、空洞化対策の設計が追加変更となった。

## 【経緯と変更結果】

緊急災害復旧設計として大型ブロック積詳細設計を行っていたため現地条件が不明確な点が多く、工事の床掘によって湧水や空洞がある箇所が判明したり、床掘後の平板載荷試験で地盤反力度が不足している箇所が確認された。このため、工事によって判明した現地条件について対策工の設計を行う必要が生じた。当初の設計条件と相違があった箇所の対策工設計として、基礎工設計や湧水対策設計、空洞化対策設計などを追加し、増額変更を行った。

また復旧工事の完了まで追加設計の対応ができるように履行期間を4ヶ月延長した。

## 【コメント】

- ・現地の地形条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。
- ・受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第22条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項に基づき変更できる。

## 【業務概要】

排水機場のポンプ・原動機・除塵設備の増設詳細設計

工期：R2.4.23～R3.3.15(変更：R3.6.30)

## 【変更協議の要点(ポイント)】

ポンプ設備等の最後の増設(これまでに1回増設し、今回2回目)であり、この増設により排水機場が完成となる。そのため、機械・電気設備のみではなく、土木躯体や建築上屋等においても最新基準に準拠する必要が生じた。

## 【経緯と変更結果】

最新基準や消防法等の法令の確認及び耐震や耐水化など、近年必要となっている対策に対する調査及び検討内容と手法が受注者から発注者へ提案され、増額及び工期変更を行った。

## 【コメント】

設計に適用する基準等の改訂等が発生した場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

### 【業務概要】

河道計画の検討

工期：R2.5.13～R2.11.30(変更：R3.3.26)

### 【変更協議の要点(ポイント)】

- ・河道掘削前後の影響量を把握するための平面2次元モデルによる流況解析を実施した。
- ・解析モデルは200mピッチの定期測量横断データを基にしたモデルであったが、検討を進める中でより詳細な地形データにより解析モデルのメッシュ分割を詳細化する必要が生じたことから、新たな測量データを基に解析モデルを再構築した。

### 【経緯と変更結果】

- ・河道掘削範囲と流況解析モデルのメッシュサイズとの関係及び解析モデルの精度面等から、メッシュサイズの詳細化による解析モデルの再構築及び掘削前後での流況解析の検討についての必要性が確認されたことから、履行期間を約4か月延長し、増額変更を行った。

### 【コメント】

- ・技術的又は優れた代替方法その他改良事項が受注者から提案され、発注者が必要があると認めるときは、契約書第21条(業務に係る受注者の提案)第1項により変更できる。

### 【業務概要】

工期: R3.7.28～R4.2.28(変更: R4.7.29)

- ・水理模型実験(分水路分派模型実験、トンネル模型実験)
- ・分水路トンネル耐久性検討 他

### 【変更協議の要点(ポイント)】

トンネルの呑口形状に関する模型実験について、当初計画どおりの3ケースで実験を行った結果、有力案のケースは現地での施工が困難となる可能性があることから、さらなる形状改良による実験が必要となった。

### 【経緯と変更結果】

模型実験結果を基に現地での施工性に関する受発注者協議を行ったところ、模型実験の追加検討の必要性が確認されたことから、履行期間を約5か月延長し、増額変更を行った。

### 【コメント】

現地の履行条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

# 洪水予測モデル・システム構築(数量変更、工期変更)

## 設計変更となった事例 17

### 【業務概要】

工期:H30.5.18~H31.3.15(変更:H1.6.28)

全国統一の洪水予測基幹システム構築基本方針に従い、対象河川の水位予測プログラム作成・インストール・動作確認を行い、表示システム登録のための各種データ作成を行った。

### 【変更協議の要点(ポイント)】

契約当初に提供された「水害リスクライン水系インポートファイル仕様書」に従い、水位予測プログラム及び関連データ作成を行っていたが、平成30年12月に仕様書の一部変更があり、予測雨量出力時間の延長、データ作成仕様の変更及び追加に対応することとなった。

### 【経緯と変更結果】

仕様変更に伴う追加作業の内容及び数量に関する協議を行い、履行期間を約3か月延長し、増額変更を行った。

### 【コメント】

・発注者は必要があると認めるときは、契約書第19条(設計図書等の変更)に基づき設計図書又は業務に関する指示(以下、「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。

# 河道計画検討及び築堤岸詳細設計(数量変更、工期変更)

## 設計変更となった事例 18

### 【業務概要】

工期：H30.2.14～H30.7.20(変更：H31.3.15)

河道計画検討(直轄管理河川・第1次支川)

築堤岸詳細設計(対象支川のうちL=400m)

### 【変更協議の要点(ポイント)】

業務内容は過年度の被災を踏まえた水理解析による河道計画検討ならびに築堤護岸の詳細設計であり、堤防高不足を解消する完成形での整備を対象とするものであった。

ところが、設計区間に災害復旧未施工箇所が含まれていたため、堤防法線の見直しが必要となった。

### 【経緯と変更結果】

- ・災害箇所の原型復旧後を想定したうえで、災害復旧未施工箇所を含めた完成形での堤防整備について河道計画検討及び築堤詳細設計を行う予定であったが、用地交渉を含む地元協議等により堤防法線を見直すこととなり、主に低水部の災害復旧箇所について、護岸築造位置を変更する必要が生じた。
- ・設計変更に際しては現地状況等の変化も踏まえ、段階施工を前提として仮締切を含む災害復旧箇所に関する護岸設計の見直しを行った。
- ・これらの追加検討に伴い、履行期間の約8か月間延長及び増額変更を行った。

### 【コメント】

現地の履行条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

・受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第22条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項に基づき変更できる。

### 【業務概要】

工期：H28.9.8 ～ H29.3.15(変更：H29.10.31)

現在事業実施中の河口部地区水辺整備に関し、環境配慮のための生物調査として、現地移植計画作成、ハクセンシオマネキ移植試験、調査結果とりまとめ、ハクセンシオマネキ本試験及びモニタリングを行った。

### 【変更協議の要点(ポイント)】

ハクセンシオマネキ移植試験に際し、当初、夏～秋(11月)に実施する計画としていたが、事前に学識者ヒアリングを行ったところ活動期になる春(3月中旬～4月中旬)の間に移植及び移植後の調査を実施することが望ましいとの意見が得られた。

また、試験移植後の調査結果(移植成功)を踏まえ、本移植を実施することとした。

### 【経緯と変更結果】

学識者意見を踏まえ、移植試験の時期を4月とすることについて協議し、生物調査を3月中旬まで一時中止とした。併せて、試験移植後の調査結果(移植成功)を踏まえた本移植を実施したことから、履行期間を7か月半延長し、増額変更を行った。

### 【コメント】

- ・発注者は必要があると認めるときは、契約書第19条(設計図書等の変更)に基づき設計図書又は業務に関する指示(以下、「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。
- ・受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第22条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項に基づき変更できる。

# 土木設計業務等変更ガイドライン【事例集】

## ・改訂履歴

[令和4年3月]

○初版発刊

- ・ガイドラインの補足的な位置づけとして整理

## ・参考文献

○土木設計業務等変更ガイドライン（国土交通省技術調査課）  
（平成27年3月）

<http://www.mlit.go.jp/common/001088077.pdf>



国土交通省

九州地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism